

平成 21 年 4 月 30 日
農林水産省改革推進室

8 月末までの省改革の推進方針

1 課題

3 月末までは、「工程表」に則し、省改革の推進の土台となる 37 の事項の成案づくりを最優先課題として取り組んできた。これにより、37 事項は第 3 回農林水産省改革推進本部（以下「本部」という。）で了承されたが、一方で、省改革の推進に当たり次のような課題が浮き彫りになったところである。

- (1) 「成案づくり」に精力が注がれた結果、具体的な推進手法の検討及びその実践が後回しになっている。
- (2) 特に、省改革は、職員の意識改革がなければ達成できないが、その職員の意識に対する働きかけが十分ではない。
- (3) また、予算のわかりやすい P R 資料の作成への対応が十分できていないことに端的に表れているように、日々の業務を国民視点で見直していくことが省改革であることについて、幹部・一般職員を通じ十分考えが及んでいない。

2 推進方針

1 の課題を踏まえ、「農林水産省改革の工程表」の次の節目である本年夏（8 月末）まで、3 月 31 日の本部で了承された「4 月以降の農林水産省改革の進め方」の方向に沿いながら、「職員の意識改革を如何に図っていくか」を大きなテーマに据えて、次の手法により省改革を進めていくこととしたい。

(1) 取組の客観的な評価と本部での取組方針の確認

ア 職員に対し、何が問題なのか明確な形で意識させ、どうすれば国民に自己の取組が評価されるのか理解させなければ、職員に具体的かつ持続的な取組を期待すること自体難しい。

- イ このため、国民視点から特に重要と考えられる事項の取組状況について、
- ① アンケート調査等により可能な限り客観的に把握し、課題を抽出する。
 - ② その上で、組織全体として具体的な取組方針や改善方策が必要と考えられる場合は、本部で議論・決定を行い、各部局に具体的な取組を求める。
 - ③ 取組については、国民に評価されているかどうかの検証を求め、評価される取組を行った部局・職員を広く省内に紹介する。その一方で、国民の評価が必ずしも高くない部局等については、本部においてその原因・改善策を説明させることも含め、成果が挙がる取組を求めていく。

(2) 地方出先機関の職員の意識に応じた直接的な働きかけ

- ア 3月に行ったアンケート調査結果からも明らかなように、職員によって、省改革への意識はまちまちであり、職員を十把一からげにして省改革を呼びかけても効果的ではない。特に地方出先機関の職員の意識の実態は必ずしも明らかではなく、意識改革を進めるための効果的な対策が打ちにくい。

- イ このため、地方出先機関職員との意思疎通を図り、省改革推進に当たっての問題点の掘り出し、疑問点の解消、共感の醸成等を図るため、改革推進室と地方組織において改革の推進を担う者や一般の職員との対話を、本省又は現地での意見交換会やIT会議等を通じて行う。

(3) 本省・地方組織を通じた連携体制の整備

- ア (2)の取組を行ったとしても、農林水産省職員約2万6千人の意見を全て汲み上げられるわけではない。本省・地方出先機関の各部局が、自ら積極的に省改革に取り組むことなしには、省改革の達成は困難である。

- イ このため、本省・地方出先機関における省改革の推進体制を検証し、十分な体制がとられていない場合には、その構築を求める。また、各部局ごとの推進体制と本省改革推進室との間で、頻繁な情報交換、改革手法・成果の検証手法の共有等を通じ、省改革の推進に係る密接な連携体制を構築する。